

三重県子育て家庭応援クーポン利用規約

(目的)

第1条 三重県子育て家庭応援クーポン事業（以下「本事業」という。）では、子どもや子育てを応援する意欲をお持ちの地域の店舗や事業所等の御協力により、子育て応援の多様なサービスを提供することで、社会全体で子育て世帯を応援する機運を醸成していくことを目的とします。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

(1) 利用登録者

本事業を利用するための登録を行った者をいいます。

(2) 協賛店等

本事業の趣旨に賛同し、自らの負担により、利用登録者に子どもや子育て応援のためのサービス（以下「子育て応援サービス」という。）を提供する事業者（以下「協賛事業者」という。）の店舗又は施設をいいます。

(3) 三重県子育て家庭応援クーポン

三重県（以下「県」という。）が利用登録者の証として発行するもので、原則として、各協賛店等に提示することにより、子育て応援サービスを受けることができます。

(4) 協賛ステッカー

本事業の協賛店等であることを表示するため、県が協賛店等に発行するものをいいます。

(5) 運営サイト

県が運営する利用者登録、協賛店等の情報提供等のためのウェブサイト「三重県少子化対策総合ウェブサイト みえ 子ども スマイルネット」をいいます。

(対象世帯)

第3条 本事業は、三重県内に在住しており、18歳に達した後、最初の3月31日を迎えるまでの子ども又は妊娠中の方が属する世帯を対象とします。

(利用者の登録手続き)

第4条 本事業の利用を希望する者は、運営サイト又は往復はがきで必要な登録等を行うこととします。

2 県は、登録等を受けたときは、運営サイトによる表示又は郵送等の方法により三重県子育て家庭応援クーポンを交付します。

3 県は、利用登録者が、第1項に定める登録等を行った時に、県と利用登録者との権利義務関係について、この規約の内容に同意したものとみなします。

(三重県子育て家庭応援クーポンの利用等)

第5条 利用登録者は、協賛店等において子育て応援サービスを利用しようとするときは、原則として、三重県子育て家庭応援クーポン並びに子どもの年齢又は妊娠中であることが確認できるものを提示することとします。ただし、協賛店等が提示を必要としない場合はこの限りではありません。

2 三重県子育て家庭応援クーポンは、利用登録者及び同一世帯に属する者が利用できるものとし、それ以外の者に貸与又は譲渡することはできません。

3 利用登録者は、登録内容に変更が生じたときや、三重県子育て家庭応援クーポンを紛失または毀損したときは、第4条に定める方法で再登録を行うこととします。

(利用登録の取消し)

第6条 県は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は登録を取り消すことができます。

(1) この規約に違反した場合

(2) その他利用状況が本事業の趣旨にそぐわないと認められる場合

2 前項の規定により利用登録を取り消した場合は、その後の再登録は認めません。

(運営サイト)

第7条 県は、利用登録者の運営サイト利用に際して必要な通信手段、機器等の準備又は操作に関して一切関与しません。

2 利用登録者が運営サイトの利用に際して用いる通信手段の通信料金は、利用登録者自身の負担とします。

3 県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用登録者に事前に通告することなく、運営サイトの全部又は一部を停止又は中断することができるものとし、これに起因して利用登録者が被った損害について免責されるものとし、

(1) 運営サイトに係るシステムの保守、点検作業を定期的又は緊急に行う場合

(2) コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合

(3) 地震、火災、停電その他の非常事態により運営サイトの運営が困難な場合

(4) その他運営サイトの管理運営上必要があると認める場合

(個人情報の保護)

第8条 県は、利用登録者情報等、本事業の事務を遂行するために必要な個人情報の収集、利用、管理、廃棄等について、三重県個人情報保護条例（平成十四年三月二十六日三重県条例第一号）に基づき、適正に取り扱うこととします。

2 県は、利用登録者の個人情報を協賛事業者に提供することはありません。

(保証の否認及び免責)

第9条 運営サイトにおける情報の掲載は、各事業者の協力により提供するものであり、県は同サイトに掲載された情報の完全性、正確性、有用性等の保証を行うものではありません。

2 県は、利用登録者と協賛事業者との間の実際の取引等には一切関与しません。本事業に関連して利用登録者において何らかの損害、損失又は費用等が生じた場合にも、県はこれを賠償又は補償する責任を一切負わないものとしします。

3 第1項及び第2項に規定するもののほか、本事業に関連して利用登録者と協賛事業者その他第三者との間で生じたトラブルに関し、県の責に帰すべき事由に起因するものであることが明らかな場合を除き、県は一切免責されるものとしします。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 利用登録者は、この規約に基づく自己の権利、義務の全部又は一部を、第三者に譲渡又は転貸、売買、名義変更、質権その他の担保に供する等の行為をしてはならないものとしします。

(準拠法及び裁判管轄)

第11条 この規約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法が適用されるものとしします。また、この規約に関して、利用登録者と県との間で紛争が生じた場合における第一審の専属的管轄裁判所は、三重県津市を管轄する裁判所としします。

(協議解決)

第12条 この規約に定めのない事項又はこの規約の解釈に疑義が生じた場合には、利用登録者及び県が互いに信義誠実の原則に従って別途協議の上、速やかにこれを解決するものとしします。

(規約の変更)

第13条 この規約の内容は、必要に応じ、利用登録者の事前の承諾を得ることなく、県において変更することがあります。

2 この規約の変更に関する告知は、運営サイトへの掲載の方法のみによって行いますので、利用登録者は、同サイトにて最新の規約を確認してください。

(全国共通利用)

第 14 条 三重県子育て家庭応援クーポンは、内閣府が実施する本事業の全国共通展開に参加している他の都道府県が実施している同様の事業の協賛店等でも利用することができます。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行します。